

**令和4年度 かごしまの食販売促進強化事業  
鹿児島県オリジナル品種等のPRツール作製に関する業務委託  
仕様書（案）**

**1 委託業務の名称**

鹿児島県オリジナル品種等のPRツール作製業務

**2 履行期限**

契約締結日から令和5年3月31日（金）

**3 業務の目的**

鹿児島県内で育成、発見された農産物のオリジナル品種等について、独自性や優位性といった強みを生かし、有利販売につながる販路拡大や新たな販路開拓を図るため、消費者や実需者など各品目の生産・流通実態に対応したターゲット層へ向けたPRツールを作製する。

**4 業務委託の内容**

鹿児島県オリジナル品種等のPRツール作製及び作製に係る企画、編集、デザイン、レイアウト及びかごしまの食ウェブサイトへの掲載

(1) 対象品目

ア 消費者向け

野菜（まめこぞう、桜島おごじょ、安納芋）

果実（大将季、紅さくら） 計5品目

イ 実需者向け

野菜（まめこぞう、桜島おごじょ、安納芋）

果実（大将季、紅さくら）

花き（プチホルン、咲八姫） 計7品目

ウ 総合

野菜（まめこぞう、桜島おごじょ、安納芋）

果実（大将季、紅さくら）

花き（プチホルン、咲八姫） 計7品目

(2) 製作物

ア 消費者向け

(ア) チラシ

a 規格

A5（2つ折り）

刷色：カラー

b 発行部数

1品目につき、1,000枚以上

- c 校正  
校正は、色校正も含めて2回以上とし、PDFファイルをメールで提出する。また、必要に応じてカラー出力を提出する。

(イ) ポップ

- a 発行部数  
1品目につき、1,000枚以上
- b 校正  
校正は、色校正も含めて2回以上とし、PDFファイルをメールで提出する。また、必要に応じてカラー出力を提出する。

(ウ) ポスター

- a 規格  
A3縦  
刷色：カラー
- b 発行部数  
1品目につき、1,000枚以上
- c 校正  
校正は、色校正も含めて2回以上とし、PDFファイルをメールで提出する。また、必要に応じてカラー出力を提出する。

イ 実需者向け

(ア) ポスター

- a 規格  
B2  
刷色：カラー
- b 発行部数  
1品目につき、1,000枚以上
- c 校正  
校正は、色校正も含めて2回以上とし、PDFファイルをメールで提出する。また、必要に応じてカラー出力を提出する。

(イ) リーフレット

- a 発行部数  
1品目につき、5,000枚以上
- b 校正  
校正は、色校正も含めて2回以上とし、PDFファイルをメールで提出する。また、必要に応じてカラー出力を提出する。

ウ 総合

(ア) デジタルカタログ

ア, イの内容をデジタル化し, かごしまの食ウェブサイトの保守・管理委託業者と連携の上, かごしまの食ウェブサイト上に掲載すること。

(3) デザイン作成の留意点

ア 消費者向け

各品目の特徴及び生産地, 食べ方が伝わり, 消費者の購買意欲を増進するデザインにすること。また, QRコード等を用いて, かごしまの食ウェブサイトやデジタルカタログ等のデジタルツールとの連動性にも配慮すること。

イ 実需者向け

各品目の特徴及び生産地, 出荷時期, 食べ方を伝えることが容易となるデザインにすること。また, QRコード等を用いて, かごしまの食ウェブサイトやデジタルカタログ等のデジタルツールとの連動性にも配慮すること。

ウ 総合

ア, イを踏まえたうえで, 視認性及び操作性の高いデザインにすること。

エ その他

PRツールの作製にあたり, 原則, 各品目を受託者が撮影することとするが, 撮影できない品目の写真の電子データは, 鹿児島県が受託者へ提供する。また, 各品目の概要は, 原則, 受託者が情報収集に努めることとするが, 必要に応じて鹿児島県が受託者へ提供する。

## 5 事業完了の報告

(1) 委託業務の終了後, 実施報告書と併せて(2)の納入物を提出すること。

(2) 納入物

ア 4 業務委託の内容 (2) 製作物により, 作製したPRツール (電子データ含む)

イ PRツールの作製に使用するために, 撮影した写真の電子データ (JPEG) (DVD-R等)

※ 受託事業者において写真撮影をした場合

## 6 納入場所

鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食ブランド推進室 ブランド対策班  
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
電子メールアドレス brand@pref.kagoshima.lg.jp

## 7 その他

- (1) 作製業務全般の管理  
受託事業者は、県による確認完了通知を受領したのち、印刷作業に取りかかることとする。
- (2) 本件に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については、鹿児島県と協議すること。
- (3) 本業務により撮影した写真、作製した文章等の著作権一切の権利は鹿児島県に帰属するものとする。